

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2022年12月27日
【会社名】	シェアリングテクノロジー株式会社
【英訳名】	SHARINGTECHNOLOGY INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 CEO 森吉 寛裕
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号JPタワー名古屋19F
【電話番号】	052 (414) 6025
【事務連絡者氏名】	管理部長 矢野 悟
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号JPタワー名古屋19F
【電話番号】	052 (414) 6025
【事務連絡者氏名】	管理部長 矢野 悟
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2022年12月22日開催の第16期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年12月22日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

目的事項の変更、役付取締役の地位の一部削除及び「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴う株主総会資料の電子提供制度導入に係る変更等の所要の変更を行う。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、森吉寛裕、片山善隆及び植田栄作を選任する。

第3号議案 資本金の額の減少及び剰余金の処分の件

現在生じている繰越利益剰余金の欠損を補填し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、資本金の額の減少及び剰余金の処分を行う。

なお、本議案は発行済株式総数及び純資産額を変更することなく、資本金の額のみを減少するので、株主の所有株式数や1株当たり純資産額に影響を与えるものではない。

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

会社法第447条第1項の規定に基づき資本金1,309,168,600円のうち1,299,168,600円を減少して、10,000,000円とする。なお、当社が発行している新株予約権が資本金の額の減少の効力を生ずる日までに行使された場合には、新株予約権の行使に伴い株式が発行されることにより増加する資本金の額と同額分を合わせて減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替えることとする。

(2) 資本金の額の減少の方法

払戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額全額をその他資本剰余金に振り替えることとする。

(3) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2022年12月23日

2. 剰余金の処分の内容

上記1.の資本金の額の減少の効力発生を条件として、会社法第452条の規定に基づき以下のとおりその他資本剰余金の一部を減少させて繰越利益剰余金の欠損を補填する。なお、当社が発行している新株予約権が資本金の額の減少の効力を生ずる日までに行使された場合には、上記(2)により増加するその他資本剰余金の額と同額分を合わせて減少し、その減少額全額を繰越利益剰余金に振り替えることとする。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,299,168,600円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,299,168,600円

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	92,604	887	0	(注)1	可決 98.645
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名 選任の件					
森吉 寛裕	91,292	2,199	0	(注)2	可決 97.247
片山 善隆	92,013	1,478	0		可決 98.015
植田 栄作	92,015	1,476	0		可決 98.017
第3号議案 資本金の額の減少及び剰 余金の処分の件	91,996	1,495	0	(注)3	可決 97.997

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上